事業主の皆さまへ

令和８年10月号

日本年金機構からのお知らせ

ご案内　令和９年10月から短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大が行われます

令和９年10月から、被保険者数が**36人以上**の企業等（現在は被保険者数51人以上の企業等）で働く短時間労働者（※１）の方は、新たに社会保険の加入対象となります。対象となる可能性がある事業所の事業主様には、お知らせの送付等により個別のご案内をさせていただきます。

※１　週の所定労働時間または月の所定労働日数が通常の労働者の４分の３未満で、週の所定労働時間が20時間以上かつ学生ではない方は、短時間労働者に該当します。なお、賃金要件（所定内賃金が月額8.8万円以上）は令和８年10月１日に撤廃されました。

＜被保険者数が36人以上の企業等について＞

厚生年金保険の被保険者（短時間労働者は含まず、共済組合員は含みます）の総数（※２）が、１年のうち６カ月以上36人以上となることが見込まれる企業等のことです。

※２　法人事業所の場合は、法人番号が同一であるすべての適用事業所の被保険者の総数となり、個人事業所の場合は、適用事業所単位の被保険者数となります。

令和９年10月からの短時間労働者の適用拡大の詳細や支援事業については、裏面下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ　特集ページ」をご覧ください。

ご案内　令和８年10月１日から国民年金保険料の育児免除制度が始まりました

- １歳になるまでの子を養育する国民年金第１号被保険者の方（実父母・養父母）は、国民年金保険料の納付が免除されます。
- 申請することで、２つのメリットがあります。

メリット①　所得に関係なく納付が免除されます。

メリット②　対象の期間は保険料納付済期間として将来受け取る年金額に反映されます。

＜育児免除イメージ図＞　※令和８年９月に出産の場合



※詳細は、裏面下部のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ　特集ページ」をご確認ください。

ご案内　賞与支払届の手続きは、「電子申請」をご利用ください！

冬の賞与支払届の提出の手続きは、「電子申請」をご利用ください。

昨年12月は賞与支払届の約85%が電子申請で提出されました！

まだ電子申請を利用していない事業主様は、この機会にぜひご利用ください。

Point 1　24時間365日 いつでもどこでも申請

Point 2　通知書が早く届く

Point 3　郵送費・交通費のコスト削減

日本年金機構　電子申請　検索

https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html

ねんきん加入者ダイヤル（日本年金機構「電子申請・電子媒体申請」照会窓口）

0570-007-123（ナビダイヤル）→「２番」をお選びください。

※ 050から始まる電話でおかけになる場合は、03-6837-2913→「２番」をお選びください。（受付日時などはHPをご覧ください。）

日本年金機構
Japan Pension Service

裏面へつづく

ご案内　「令和８年分　社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を送付します

＜送付スケジュール＞

	対象者	送付方法	送付時期
①	令和８年１月１日から令和８年９月30日までの間に納めた方	電子送付※１	令和８年10月中旬から順次
		郵送※２	令和８年10月下旬から順次
②	令和８年10月１日から令和８年12月31日までの間に納めた方（①の対象者を除く）	電子送付※１	令和９年１月下旬から順次
		郵送※２	令和９年２月上旬

※１　e-Taxで利用できる電子データでの提供となります。ご希望の方は「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録を行うと、マイナポータルの「お知らせ」から受け取ることができます。
※２　電子送付の希望登録を行っている方には、郵送は行われません。

＜国民年金と社会保険料控除＞

その年の１月１日から12月31日までに納付した国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、**全額が社会保険料控除の対象**となります。（家族分を納付した場合も控除されます。）
年末調整において社会保険料控除を申告する場合、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（または領収証書）の添付が必要です。

年金だより

11月は「ねんきん月間」です。この機会に年金について考えてみませんか？

日本年金機構は、厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」と位置づけ、国民の皆さまに年金制度を身近に感じていただき、年金制度に対する理解を深めていただくことを目的に普及・啓発活動に取り組んでいます。

【主な取り組み内容】
・日本年金機構公式X（旧Twitter）、公式Facebookを活用した年金制度についての発信
・「わたしと年金」エッセイの過去受賞作品をアニメーション化した動画の公開
・年金をテーマとしたポスターコンクール、こども絵画展の開催　　など

※「ねんきん月間」「年金の日」の詳細な取り組みは、日本年金機構ホームページで掲載しております。
下記「日本年金機構からのお知らせ」特集ページのURLまたは二次元コードから、ぜひご確認ください。

また、11月30日（いいみらい）は「年金の日」です。国民お一人お一人に「ねんきんネット」等を活用して、ご自身の年金記録や年金の受給見込額を確認していただき、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただくことを目的にしています。ねんきんネットの詳細は下記のURLまたは二次元コードからご確認ください。

日本年金機構ホームページ
ねんきんネット紹介ページ
https://www.nenkin.go.jp/denshibenri_kojin/n_net/index.html

「日本年金機構からのお知らせ」特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報などを掲載しています。
https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/kikou-oshirase.html

日本年金機構　公式ＳＮＳ

X（旧Twitter）
https://x.com/Nenkin_Kikou

Facebook
日本語
https://www.facebook.com/profile.php?id=61575964302278
英語・やさしい日本語
https://www.facebook.com/profile.php?id=61576205463510